

軽井沢町物価高騰対応「軽井沢スマイル商品券」

取扱店募集要項

- 目 的 : 原油価格、物価高騰による生活支援を図ることを目的に「軽井沢スマイル商品券」を全町民へ配布することにより、町内での消費拡大と購買意欲を図り、地域経済の活性化に繋げる。
- 配 布 対 象 者 : 基準日（令和7年3月1日）に、軽井沢町の住民基本台帳に登録されているすべての方。
- 配 布 内 容 : 1人あたり5,000円（500円券×10枚綴り）
内 大型店併用利用分1,000円（500円券×2枚）
- 利 用 期 間 : 6月1日(日)から9月30日(火)まで
※この利用期間を経過した商品券は、使用できませんのでご注意ください。
- 配 布 方 法 : 各世帯主へ5月1日（木）より簡易書留にて送付します。
- 申込いただける事業者 : 軽井沢町内で店舗・営業所等を有している事業者。
ただし以下の場合の対象から除きます。
- ・軽井沢観光協会・軽井沢町商工会員・軽井沢フードアソシエーション会員のいずれにも加盟していないフランチャイズ加盟店やチェーン店又は、大型店舗
 - ・民泊営業を営んでいる者
 - ・軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱に反している事業者
 - ・軽井沢町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団と密接な関係を有している事業者
- ※取扱店は、取扱店表示ポスターを見える箇所へ必ず掲示すること。
- 取扱店の取消等 : 募集要項や関係法令等の違反や必要手続きの不備等が生じた場合には、取扱店を取消します。
また、取扱店登録決定後の辞退は、やむを得ない事情を除いては原則として認めません。
- 取 扱 店 負 担 金 : 無料

- 商品券の取扱い : 軽井沢スマイル商品券の額面に応じ、現金同様の取扱い（サービス）を行うこととします。
なお、つり銭は支払わないものとします。
また、交換・販売・換金及び譲渡はできません。破損した軽井沢スマイル商品券は取扱いできず再発行も行いません。
- 対 象 商 品 等 : 軽井沢スマイル商品券は対象業種の取扱店の商品及びサービス等について使用できるものとします。
但し、次に該当するものは対象外とします。
・換金性の高いもの
（ビール券、清酒券、商品券類、図書券、切手、
印紙、プリペイドカード、電子マネー等）
・株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品・国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い・業務用の仕入れ・その他取扱店が特に指定するもの・その他町長が不適當と認めるもの
- 換 金 手 続 き : 委託業者の方法とします。
（※換金方法の詳細については、取扱店に後日別途ご連絡します。）
- 換 金 請 求 期 間 : 換金手続きは、6月1日(日)から10月8日(水)までとする。
この期間を過ぎた軽井沢スマイル商品券は、換金不可となります。
- 返 還 請 求 等 : 軽井沢スマイル商品券について、次の行為を禁じます。
これに違反した者は軽井沢町に返還していただきます。
・軽井沢スマイル商品券を第三者へ転売・譲渡や換金すること。
・取扱店が商品仕入等事業資金に利用すること。
・その他本事業の目的に反する行為を行うこと。
- 申 込 書 提 出 先 : 軽井沢町商工会 軽井沢町中軽井沢 9-3
電 話 0267-45-5307
メール office@shokokai.karuizawa.nagano.jp
- 問 い 合 わ せ : 軽井沢町観光経済課 電話 0267-45-8579
軽井沢町商工会 電話 0267-45-5307